

令和2年9月18日

湯河原町議会議員 土屋 由希子 様

懲罰特別委員会

委員長 善本 真人



懲罰特別委員会における一身上の弁明の機会の付与について

貴殿は、9月7日開催の令和2年第6回湯河原町議会（9月）定例会における一般質問の際、一般傍聴者や報道機関のいる公開の場である本会議場において、湯河原町議会会議規則第92条第2項の規定に反し、秘密会の議事を口外した。その後、発言取消しを申し出たにもかかわらず、後日、自身のSNS上で秘密会の議事を他に漏らしたことから、湯河原町議会会議規則第106条の規定に基づく懲罰動議が提出され、本日の本会議において、全員賛成で懲罰特別委員会の設置・付託が可決されました。

つきましては、土屋 由希子議員に対し、本委員会に出席し、下記の内容について一身上の弁明の機会を付与いたしますので、申出されるよう通知いたします。

なお、何もご連絡等がない場合、弁明の権利を放棄したものとみなします。

記

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1 日 | 時 | 令和2年9月18日（金） 本会議終了後 |
| 2 場 | 所 | 役場第1庁舎 3階 議会協議会室 |
| 3 案 | 件 | 土屋 由希子議員に対する懲罰について |
| 4. 弁明を求める事項 | | <p>①9月7日の一般質問の際、秘密会の議事を口外した理由について</p> <p>②発言取消しを申し出た後に、貴殿のものと推察されるSNS上（9月8日付）で秘密会の議事を他に漏らしたことについて</p> <p>③9月5日付の露木順一と名乗る者のブログにおいて、貴殿より秘密会の議事を聞いたとの記載があることについて</p> |